

不登校生徒への出席扱いについて
有効・適切であると判断する基準
(三芳町立藤久保中学校)

令和6年4月

【在籍校の校長が、指導要録上の出席扱いについて有効・適切であると判断する基準（三芳町立藤久保中学校）】

この「在籍校の校長が、指導要録上の出席扱いについて有効・適切であると判断する基準」は、学校外の公的機関や民間施設において相談・指導を受けている場合及び自宅においてICT等を活用した学習活動を行った場合において、その学習が当該生徒においてふさわしい学びとなっているかを、校長が総合的に判断するための目安として示したものである。

1 学校外の公的機関や民間施設において相談・指導を受けている場合の指導要録上の出欠の取扱いについて

(1) 趣旨 ※不登校児童生徒への支援の在り方（別記1）より

不登校児童生徒の中には、学校外の施設において相談・指導を受け、社会的な自立に向け懸命な努力をしている者もあり、このような児童生徒の努力を学校として評価し支援するため、我が国の義務教育制度を前提としつつ、一定の要件を満たす場合に、これらの施設において相談・指導を受けた日数を指導要録上出席扱いとすることができることとする。

(2) 指導要録上の出席扱い等の要件（判断の目安）

不登校生徒が学校外の施設において相談・指導を受けるとき、下記の要件を満たすとともに、当該施設における相談・指導が不登校生徒の社会的な自立を目指すものであり、かつ、不登校生徒が現在において登校を希望しているか否かにかかわらず、不登校生徒が自ら登校を希望した際に、円滑な学校復帰が可能となるよう個別指導等の適切な支援を実施していると評価できる場合、校長は指導要録上出席扱いとすることができる。

《学校・家庭・フリースクール（外部施設）等との連携について》

- ① 校長は保護者と面談等を行い、十分な連携・協力関係が保たれていること。
- ② 学校とフリースクール（外部施設）等が相互において、当該生徒や保護者（家庭）を支援するための情報等を交換するなど、十分な連携・協力関係が保たれていること。
- ③ フリースクール（外部施設）等の学習の計画や内容が、その学校の教育課程に照らし適切と判断される内容であること。また、前記と判断されない場合でも、その学校の内容（課題）をフリースクール（外部施設）等と連携・協力して実施していること。

《フリースクール（外部施設）等の在り方について》

- ① 法人運営・個人運営は問わないが、当該フリースクール（外部施設）等が不登校生徒に対する相談・指導を行うことを主たる目的とし、我が国の義務教育制度・高等学校教育制度を前提としていること。また、フリースクール（外部施設）等の目的や指導内容・方法、相談等の指導体制、さらには利用料（入学金等）等が明確にされ、保護者や利用希望者に情報提供がホームページやパンフレットなどで示されていること。
- ② 実務者（スタッフ等）は不登校生徒に対する深い理解と知識または経験などの実績を有していること。
- ③ フリースクール（外部施設）等は当該生徒や保護者と、当該生徒の状況等を理解する面談等を行っていること。
- ④ フリースクール（外部施設）等における様々な学習・活動等を行うために必要な施設・設備を有していること。

2 不登校生徒が自宅においてICT等を活用した学習活動を行った場合の指導要録上の出欠の取扱いについて

(1) 趣旨 ※不登校児生徒への支援の在り方(別記2)より

不登校児童生徒の中には、学校への復帰を望んでいるにもかかわらず、家庭にひきこもりがちであるため、十分な支援が行き届いているとは言えなかつたり、不登校であることによる学習の遅れなどが、学校への復帰や中学校卒業後の進路選択の妨げになっていたりする場合があります。このような児童生徒を支援するため、我が国の義務教育制度を前提としつつ、一定の要件を満たした上で、自宅において教育委員会、学校、学校外の公的機関又は民間事業者が提供するICT等を活用した学習活動を行った場合、校長は、指導要録上出席扱いとすること及びその成果を評価に反映することができることとする。

(2) 指導要録上の出席扱い等の要件(判断の目安)

義務教育段階における不登校生徒が自宅においてICT等を活用した学習活動を行うとき、当該生徒が在籍する学校長は、下記の要件を満たすとともに、その学習活動が、当該生徒が現在において登校を希望しているか否かにかかわらず、自ら登校を希望した際に、円滑な学校復帰が可能となるような学習活動であり、かつ、当該生徒の自立を助けるうえで有効・適切であると判断する場合に、指導要録上出席扱いとすること及びその成果を評価に反映することができることとする。

《学校・家庭との連携について》

- ① 校長は保護者と面談等を行い、十分な連携・協力関係が保たれていること。
- ② 学校は訪問等による対面の指導が定期的かつ継続的に行っている。なお、定期的かつ継続的とは、概ね1か月に1回以上とすること。
- ③ 学校はICT等を活用した支援^{※1}だけに特化し、家庭へのひきこもりが悪化することのないよう、学校の教育相談室や段階的教室復帰教室(すてらルーム等)、適応指導教室などの情報を、当該生徒の実態に応じて保護者に情報を提供すること。
※1 ICT(コンピュータやインターネット、オンライン授業などの遠隔教育システム)や郵送、FAXなどを利用して提供される学習指導である。
- ④ 学校は当該生徒の学習内容を学校へ提出または提示をさせ、当該生徒の学習状況を把握すること。また、当該生徒および保護者と相談したうえで、できる限り学習の評価を行えるようにすること。

《ICT等を活用した学習活動(プログラム等)およびについて》

- ① 民間業者が提供する教材を活用した学習や、通信教育を活用した学習であること。また、その内容を学校が把握することが可能であること。
なお、この学習内容が当該生徒の学習の理解の程度を踏まえた、計画的な学習プログラム^{※2}であること。
※2 ある程度長期的なプログラムであることが望ましい。長期的とは面談等を行う期間を下回ることはないようにすること。
- ② 学校が作成した学習(プリント等)または学校が行うオンライン授業であること。